

# マイナンバー（個人番号）制度が はじまります パートⅣ



マイナンバー制度  
“マスコットキャラクター”  
“マイナちゃん”

11月末までに皆さんへマイナンバー（個人番号）の「通知カード」が届きます

11月末までに、マイナンバー（個人番号）の「通知カード」が住民票の住所地へ世帯ごとに簡易書留（ポストへの投函ではなく、郵便局員による手渡し）で届きます。

平成28年1月以降、職場や行政機関でマイナンバーの提示が求められます。今後生活する上で、必ず必要となる大切な番号です。確実に「通知カード」受け取りましょう。

## 【「通知カード」を受け取る際の注意点】

「通知カード」は住民票の住所地に届くので、住民票の住所地に住んでいない方は受け取ることができません。そのような場合、住民票の住所地に家族などが住んでいる方は、「通知カード」が届いているか確認し、家族などから自分の「通知カード」を受け取ってください。住民票の住所地に誰も住んでいない方は、住民票のある市町村に相談してください。

▽「通知カード」は転送されません

郵便局へ転居届を出していても、「通知カード」は住民票の住所地に届くので、転送されません。上記同様確認をお願いします。

▽通知カードを受け取ることができなかった場合

役場住民福祉課で一定期間保管しています。「通知カード」を受け取れなかった方は、住民福祉課にご相談の上、「通知カード」をお受け取りください。

▽10月以降に転入・転居などした場合

**既に「通知カード」を受け取っている方**

新しい住所地の市町村で、カードの裏面に新しい住所地の記入を申し出てください。

**「通知カード」を受け取っていない方**

各市町村の窓口でご相談ください。

■通知カード・個人番号カードに関する問い合わせ先 住民福祉課戸籍住民係 ☎(48)1111（内225）

■通知カード・個人番号カードに関するホームページ

総務省 [http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)

地方公共団体システム機構（J-LIS） <http://www.kojinbango-card.go.jp>

## 臨時福祉給付金の申請はお済みですか。

申請期限は  
12月4日

平成27年1月1日時点で阿久比町に在住で平成27年度分の住民税が課税されていない方（ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方、生活保護を受けている方は除きます。）を対象に臨時福祉給付金を1回限りで支給しています。

まだ申請をしていない方は、12月4日（金）までに手続きをしてください。

■支給額 一人につき6,000円

■申請期限 12月4日（金）

（土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までにお越しください。）

※ 郵送の場合は、消印の日付を申請日とします。

■提出書類

▽必要事項を記入し、押印した申請書

▽本人確認書類（対象者全員分）

▽口座が確認できる書類（今年初めての方、昨年申請した口座を変更したい方のみ）

※ 提出書類に不足がありますと支給されませんので、ご注意ください。

※ 代理人が申請手続きをされる方、ご自身が該当するか分からない方は、一度お問い合わせください。

■申請・問い合わせ先

住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111（内306・346）